## 市第35号議案

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定 次のように精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定する

平成23年9月2日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指	定管理者	指定の期間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区精	泉区下飯田町35	社会福祉法人横浜市社会事業	横浜市鶴見区精神障
神障害者生活支	5番地	協会	害者生活支援センタ
援センター		理事長 髙 橋 勉	ーの供用開始の日か
			ら平成34年3月31日
			まで

## 提案理由

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

## 参考

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)